

総務委員会資料

請願の審査

請願第32号

川崎市と多摩建友会が災害防止協定を締結することを
求める事に関する請願

資料 災害時における協定に基づく応急対策について

令和4年8月19日

危機管理本部

災害時における協定に基づく応急対策について 1/2

1 災害時の協定について

(1) 協定の法的根拠（災害対策基本法第8条第2項第12号）

国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

(12) 地方公共団体の相互応援、第六十一条の四第三項に規定する広域避難及び第八十六条の八第一項に規定する広域一時滞在に関する協定並びに民間の団体の協力の確保に関する協定の締結に関する事項

(2) 協定の締結状況（令和4年4月現在）

ア 協定本数

483本（うち民間団体が対象となっているもの424本）

（所管局内訳）

市民文化局	7本	経済労働局	49本
環境局	44本	健康福祉局	93本
まちづくり局	16本	建設緑政局	8本
港湾局	8本	危機管理本部	202本
川崎区	1本	中原区	1本
宮前区	1本	会計室	1本
教育委員会事務局	3本	上下水道局	19本
消防局	30本		

※区長が締結主体となっている協定 1本

イ 種類別内訳(483件)

(ア) 自治体との包括的相互応援協定	13本
(イ) 広報・情報通信	22本
(ウ) 医療救護・福祉	17本
(エ) 物資	65本
(オ) 輸送	5本
(カ) 応急対策	109本
(キ) 帰宅困難者対策・避難場所	160本
(ク) その他（消防、上下水道等）	92本

2 多摩建友会の概要等について

(1) 組織の概要

ア 設置目的

地域社会及び地域災害対策活動等に協力し又、会員相互の技術の向上と親睦を図ると共に建設事業の推進に協力するを以て目的とする。

イ 役員の構成

会長1名、副会長3名、会計1名、事務局長1名

ウ 事務局

事務局を会長事務所に置く。

エ 会員数（令和4年7月1日現在）

26社（うち川崎建設業協会会員13社）

(2) 応急対応、訓練等の実績

ア 応急対応

平成30年度から令和4年8月まで応急対応を依頼した案件 0件

イ 会議・訓練等

- ・平成30年度 防災訓練 1回、事業説明会 1回
- ・令和元年度 雪害対策対応 現地調査1回、会議1回
- ・令和2年度 浸水対策対応 現地調査1回、会議1回
- ・令和3年度 雪害対策対応 会議1回

(3) 連絡体制の確保

令和2年12月 多摩建友会の会長・副会長・事務局長及び川崎建設業協会特設作業隊長と多摩道路公園センター整備課長、土木整備係長の間でLINEにより連絡体制を確保した。

災害時における協定に基づく応急対策について 2/2

3 災害時における応急対策の考え方について

(1) 市地域防災計画

ア 障害物の除去等（風水害対策編第4部第8章第1節）

除去作業が大規模、広範囲に及ぶ場合は、協定に基づき建設業協会等との連携のもとに実施

イ 大雪対策・降灰対策（風水害対策編第4部第9章、第10章）

災害が拡大または拡大が予測される場合は、協定に基づき川崎建設業協会などに協力要請を行い対応するものとする。

ウ 道路の啓開活動（震災対策編第4部第3章第1節）

応急対策の実施は、区道路公園センターが所管して行い、作業が大規模・広域に及ぶ場合は、協定締結事業者（川崎建設業協会及び神奈川県建設重機協同組合等）に応援を要請

(2) 過去の災害における協定に基づく応援要請の実績

【令和元年東日本台風対応における実績】

協定本数 18本

（所管局内訳）

危機管理室6本、財政局1本、市民文化局1本、環境局3本、健康福祉局2本、まちづくり局3本、建設緑政局2本

※別紙「令和元年東日本台風対応において応援要請を行った協定一覧」参照

(3) 被災状況等に応じた柔軟な応急対策の必要性

- ・ 災害時においては、協定締結団体も被災し、応援要請に対応できない場合もあり、迅速な応急対策の実施が最優先であることから、被災状況等に応じて、柔軟に対応することが必要である。
- ・ 応急対策の実施に当たっては、迅速な応急対策のオペレーションの観点から、関係団体との調整等を出来るだけ簡素化できることが望ましく、関係団体が一体となって対応していただきたいと考えている。

【参考】令和元年東日本台風において協定なしで災害対応をしていただいた事例

川崎浴場組合連合会による入浴支援の実施

令和元年東日本台風対応において応援要請を行った協定一覧

所管局	NO	協定の名称	協定締結の相手方	協定に基づき要請した応援等の内容
総務企画局	1	災害時における応急対策用資器材の提供及び燃料の供給協力に関する協定	神奈川県石油業協同組合各支部	排水ポンプ車への燃料供給
	2	災害時における応急救護用燃料の供給協力に関する協定	神奈川県、エルピーガス協会川崎南・北支部	避難所における炊き出しの実施
	3	災害時における応援に関する協定	川崎建設業協会	汚泥、ガレキの撤去
	4	災害時における応急対策の協力に関する協定	川崎塗装業協会	汚泥の除去
	5	川崎市災害ボランティアセンターに関する協定書・細則	川崎市社会福祉協議会 かわさき市民活動センター	ボランティア支援
	6	災害時の相互協力に関する協定書	社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 一般社団法人川崎青年会議所	ボランティア支援(土のう袋、デッキブラシ、雑巾、タオル)
財政局	7	災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定	神奈川県土地家屋調査士会	建物被害認定再調査
市民文化局	8	川崎市災害時多言語支援センターの設置に関する協定書	(公財)川崎市国際交流協会	・災害情報の翻訳及びHPへの掲載 ・相談・問い合わせ対応 ・かわさきFMへの多言語放送への協力
環境局	9	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	社団法人 神奈川県産業廃棄物協会 (現:一般社団法人 神奈川県資源循環協会)	災害廃棄物の収集・運搬・処分
	10	地震等大規模災害時における災害廃棄物等収集の協力に関する協定書	資源物等収集運搬業務受託事業者	災害廃棄物の収集運搬
	11	地震等大規模災害時における災害廃棄物等収集の協力に関する協定書	川崎市一般廃棄物処理業連絡協議会	災害廃棄物の収集運搬

所管局	NO	協定の名称	協定締結の相手方	協定に基づき要請した応援等の内容
健康福祉局	12	災害時の防疫活動に係る協力に関する協定	公益社団法人神奈川県ペストコントロール協会	台風19号による浸水家屋等の消毒等業務委託
	13	災害時の動物救援活動に関する協定	公益社団法人川崎市獣医師会	・動物救援本部の設置 ・被災ペットの一時預り支援
まちづくり局	14	災害時における木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書	一般社団法人全国木造建設事業協会	住宅建設等業者のあっせん等
	15	災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書	一般社団法人神奈川県建設業協会	建設業者のあっせん等
	16	災害時における住宅再建に係る相談業務に関する協定書	かながわ災害時建築相談対策協議会 (神奈川県建築士事務所協会)	相談窓口への建築士の派遣
建設緑政局	17	災害時における応急対策を行うための協定書	川崎市造園建設業協同組合	多摩川河川敷内の土砂等の撤去
	18	災害時における応援に関する協定	川崎建設業協会	多摩川河川敷内の土砂等の撤去